

退職予定者の
皆さまへ

任意継続組合員の方も 組合員貯金に預入できます!

平成20年4月より、任意継続組合員も組合員貯金に加入できるようになりました。

任意継続組合員の組合員貯金加入方法は、在職中に組合員貯金に加入しており、任意継続組合員になった後も引き続き組合員貯金に加入できる「継続加入」と在職中に組合員貯金に加入していなくても、任意継続組合員になってから組合員貯金に加入できる「新規加入」があります。

組合員貯金は、皆さまからお預かりしたお金を共済組合が一括して、安全かつ効率的に運用することで収益金を得て、それを貯金加入者の皆さまに利息として還元しており、現在のところ年利1.5%と市中銀行よりも高い利率を維持していますので、任意継続組合員になる際には、組合員貯金のご加入をお勧めいたします。

任意継続組合員の組合員貯金の概要につきましては、下記のとおりとなりますので、退職予定されている方で、退職後においても貯金加入を希望される方は、事前に共済組合事務担当課へ申し出ください。

～任意継続組合員の組合員貯金の概要～

①貯金の加入者

任意継続組合員。

※任意継続組合員の資格を喪失した場合は、解約していただきます。

②貯金の積立方法

任意継続組合員は、随時希望額(1円単位)を預け入れできる臨時積立のみです。

③払い戻しおよび解約

払戻日(送金日)については、次の表のとおり在職者と同じ取り扱いになります。

	払戻日(送金日) (休日の場合は前日)	締切日(共済組合必着) (休日の場合は翌日)
一部払い戻し	毎月10日	払戻月の前月25日
	毎月25日	払戻月の15日
解 約	毎月25日	解約月の15日

・一部払い戻し

「組合員貯金一部払戻請求書」を締切日までに、共済組合へ直接提出してください。

払戻金は、給付金等振込口座指定届により登録された預金口座へ直接送金いたします。

※払い戻し口座を変更しようとする場合は、給付金等振込口座指定変更届が必要となりますので、共済組合にご連絡ください。

・解約

「任意継続組合員貯金解約払戻請求書」を解約する月の15日までに、共済組合へ直接提出してください。

解約払戻金は、「任意継続組合員貯金解約払戻請求書」により希望する預金口座に直接送金いたします。

④貯金者の諸変更

姓名が変わったり、任意継続組合員貯金申込書の提出時に、任意継続組合員貯金印鑑届による届け出印を変更したりする場合は、「任意継続組合員貯金諸変更届」を直接共済組合へ提出してください。

⑤利息と残高の通知

利息は、毎年9月と3月の末日に計算を行い、同日付で元金に組み入れ、10月および4月の年2回「貯金現在残高通知書(決算)」により、直接貯金者に送付いたします。

⑥残高の証明

残高の問い合わせは「貯金残高証明願書」の提出があった場合に、文書により残高を証明し、貯金者に直接送付いたします。